

令和4年第10回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和4年10月31日（月曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 伊藤 誠
教育次長兼教育総務課長 森川 和典
学務課長 直井 徹
保健給食課長 大野 篤彦
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
子ども青少年課長 香取 美弥
生涯学習課長 塚本 豊康
スポーツ振興課長 豊島 寿
図書館課長 長塚 逸人
文化芸術課長 飯山貴与子
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主幹 中村 翔
7. 議 題
報告第27号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
報告第28号 地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について（非公開）
報告第29号 取手市教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開）
報告第30号 地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について（非公開）
報告第31号 取手市教育委員会職員の退職に係る人事異動について（非公開）
議案第48号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
議案第49号 取手市保護者等連絡システム運用管理規程について

- 議案第50号 取手市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱について
- 議案第51号 取手市英語指導助手業務派遣契約に係る指名型プロポーザル審査委員会設置要綱について
- 報告第32号 令和4年第3回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和4年度取手市一般会計補正予算（第10号）所管事項の同意について）
- 報告21 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. その他

- (1) 11月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時30分開会

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和4年第10回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、教育長報告をさせていただきます。行事関係も含めて6点になります。まず第1点目です。SDGs 給食・図書再現給食についてということで、学校給食につきましても、和風・洋風・中華、世界や日本各地の料理、行事食など、バラエティーに富んだ献立のほか、旬な食材や調理法の充実、家庭への給食レシピの提供によって、楽しみながら学ぶことができるように工夫をしているところでございます。その一環として、10月から学校給食で使用する一部根菜（ニンジン、大根、レンコン）の皮をむかない取組を始め、また、茎まで使うブロッコリー中心に組立てたSDGs給食を市立小中学校で提供しまして、各校で食品ロス削減を学ぶ機会の充実に努めたところでございます。その中で永山小学校では、食品ロスへの意識向上を図るために、給食提供日に市職員の出張による関連授業を行ったところでございます。また、読書週間に合わせまして、図書「どこからきたの？おべんとう」、これは私調べたら、食材の生産の現場と流過程、また実際のその調理の仕方を絵本形式で楽しく学べる内容になっているという本だそうです。あともう一つ、たすき飯ということで、駅伝ですよ、陸上と、あとその調理をつくる生徒さんの青春ドラマなんだそうですけれども、そこの本に登場する料理を再現した学校給食を提供したという取組を行ったところでございます。

2点目です。取手市学校運営協議会（コミュニティ・スクール）についてということで、9月28日に、市立の山王小学校において学校運営協議会委員を対象に、コミュニティ・スクールマイスターの安西先生による研修会を開催いたしました。委

員 12 名の出席のもと、学校運営協議会の在り方について、学校運営協議会の役割について、地域と連携についてという 3 点の研修を行ったところです。安西先生につきましては、御自身が実践した内容を交えつつ、在り方については資料をもとに、運営協議会では何かということの詳細に御説明いただきました。運営委員の役割につきましては、基本方針について、教育目標が子どもや地域の方がみんな応えられる目標となるように、熟議を行いながら決定すること。熟議をより多く行うことによりまして、基本方針の内容を地域に合ったものに変更するために、熟議が大切であることを熱弁していただきました。また、学校に地域の人が入るには、地域の方が学校の手伝いができることは何か、学校においては何をやってもらいたいのか洗い出しが必要であるというお話がございました。例えば、安西先生の学校における実践では、地域の 4 名の方が生徒の答案の丸つけをしてもらうことや、登下校の安全確保で手助けをしていただくようなお願いをしているというお話を聞いたところがございます。委員からは、話の内容も具体的で分かりやすく、とてもよい機会になりましたという御意見をちょうだいしたところがございます。第 3 回につきましては、櫻井委員にも来ていただきまして、10 月 29 日（土曜日）に実施いたしまして、その内容につきましては次回の定例会において報告する予定にしております。

続いて 3 点目。市民大学東京大学 EMP 特別講座の開催についてということで、10 月 18 日（火曜日）午後 1 時から、ウェルネスプラザ多目的ホールで、社団法人の AIM 医学研究所代表理事・所長の宮崎 徹先生をお迎えしまして講座を行ったところがございます。猫に教えられた新しい医療、AIM による体のごみ掃除で治らない病気を治すという内容でございまして、AIM が体の中のごみを排出することによって免疫力を回復させ、病気が改善することの仕組みを、画像を使ったり、スライドで丁寧にお話をしていただいたところがございます。参加者からは、講座が分かりやすく、大変よかったという御意見をちょうだいしたところがございます。次回、11 月 10 日には、東京大学名誉教授の甲斐智恵子先生においでいただきまして、ウイルスは新しいがん治療法の開発にも役立つことの講演を行うところがございます。

続いて 4 点目です。埋蔵文化財センターの第 50 回記念企画展「目で見てふりかえる取手」の開催についてということで、このセンターは平成 11 年 9 月に開館ということで今年で 23 年目を迎えました。今回、50 回を記念する企画展ということで「目で見てふりかえる取手」を開催したところがございます。江戸から現在に至る市内の移り変わりを地図、絵図、写真、絵画、絵はがき、模型などの視覚に訴える資料から紹介したところがございます。また、昨年度購入いたしました縦型の展示ケースを設置しまして、市が所蔵する江戸時代の頼山陽の書の掛軸と関連資料を展示したところがございます。会期中は 877 人の来館を得たところがございます。

続いて 5 点目です。第 17 回取手市民ペタンク大会についてということで、10 月 23 日、北浦川緑地芝生広場において 3 年ぶりに開催したところがございます。24 チーム、72 名の参加者がございました。

6 点目です。とりで音楽の日「取手ジャズフェスティバル 2022 パート 2（プロ公演）」の実施報告ということで、10 月 1 日（土曜日）午後 4 時から、取手ジャズフェスティバル 2022 パート 2 を市民会館のほうで開催いたしました。昨年度出演して好評だった宮本貴奈さんのバンドと、これまでフェスティバルにはなかった新しいジャンル“踊れるジャズバンド” TRI4TH（トライフォース）の 2 組が出演されました。非常に盛り上がった公演となりました。以上でございます。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後議題となります報告第 27 号から報告第 31 号まで、及び議案第 48 号につきましては、いずれも事務局職員の人事に関する案件となります。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告第 27 号から報告第 31 号まで、及び議案第 48 号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議ございませんので、報告第 27 号から報告第 31 号まで、及び議案第 48 号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

報告第 27 号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 27 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

報告第 28 号、地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議について、報告第 29 号、取手市教育委員会事務局職員の人事異動について、以上の 2 件は関連がございますので一括議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 28 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 29 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて、報告第 30 号、地方自治法第 180 条の 3 の規定に基づく協議についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 30 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて、報告第 31 号、取手市教育委員会職員の退職に係る人事異動についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 31 号は、報告のとおり承認することに決

定をいたしました。

続いて議案第 48 号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は、原案のとおり決定いたしました。

非公開としました件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

[会議室開鎖]

○教育長（伊藤 哲）

議事を再開いたします。

議案第 49 号、取手市保護者等連絡システム運用管理規程を議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

議案第 49 号、取手市保護者等連絡システム運用管理規程について、御説明いたします。

提案理由は、学校等の保護者等に対してスマートフォンなどを利用した保護者等連絡システムを導入するに当たり、保護者等連絡システムの適正かつ円滑な運用を確保し、配信内容の充実を図るとともに、配信内容を適正なものとするため、本規程を制定するものです。

令和 4 年 11 月 1 日、あしたから、これまでのメール配信システムに代えて、新しい保護者等連絡システムを導入いたします。本規程は、形式上は新規の制定とはなりますが、規程の内容自体は、議案書の 4 ページ、参考資料 2 にあります従来の取手市学校等情報メール配信サービス運用規程を、新しいシステムに合致するように内容の調整をしたものです。そのため、条文の詳細説明は割愛させていただき、新しいシステムの大まかな機能について、これまでのシステムと比較して説明いたします。

御手元の議案書 3 ページ、参考資料 1 を御覧ください。表の 1 行目、形式にありますように、これまでは保護者にメールアドレスを登録いただき、学校からの連絡について、メールで一斉配信しておりました。新しいシステムでは、保護者のスマートフォンにアプリケーションをインストールしていただき、アプリから配信内容を確認してもらうようになります。これによりまして、表の 2 行目、利用方法にありますように、これまでは文字のみしか送信できなかったものが、添付ファイルを送信できるようになります。印刷して紙で配布していた学校だよりや学年だよりなどのお便りも、直接データで送信できるようになるため、印刷、配布の手間など、学校の負担軽減にもつながります。また、ファイルは蓄積されていくため、保護者にとってもプリントの管理が容易になるメリットもあります。

表の 3 行目、配信者につきまして、新しいシステムでは、教育委員会から直接配信することが可能なため、気象災害による休校や登校時間の変更など、学校を経由することなく保護者にお知らせすることができます。そのほか、表の 4 行目にあります、新たに追加になる便利な機能としては、オンラインでアンケートを実施することができ、回答も自動で集計されます。本格的なアンケートだけでなく、学校活

動への参加連絡など、日常的に利用できるものです。また、学校のホームページと連動して、ホームページの更新があった際に、アプリに通知が配信され、ホームページへのアクセスを待つことなく、保護者に学校活動を周知することが可能となります。

議案書7ページ、8ページには、保護者アプリの画面イメージをつけてありますので御参照ください。

本規程についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。この2ページの第10条にあるように、学校等通知を受信する手段がない保護者、スマホを持ってない方だと思うんですけども、これは各学校の中でそういうスマホをお持ちでない家庭の数とかというのは、各学校ごとに把握というのはされているんでしょうかね。また、何名ぐらい、ちょっと難しいのかもしれないけど、結構おられるのかな、どのくらいいるのかなというのをもし分かれば教えていただきたいんですけども。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

申し訳ありませんが、細かい数字については私どものほうで今把握はしていませんが、まず、このシステムに先んじて健康管理、体温ですとか出席・欠席の報告でLEBER（リーバー）という別のアプリを採用しています。それについてはほぼ100%の登録率があるということをおっしゃるので、こちらについてもほぼ100%に近い登録をいただけるものと思っておりますが、こちらのほう運用始まりまして少し経ちましたら、学校のほうにその登録状況を確認したいと思っております。

○教育委員（猪瀬哲哉）

そうですね、LEBER（リーバー）も同じようなスマホを使っているんで、同じようにスムーズに進めればいいのかと思います。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

すごく革新的なことだと思ひまして、添付ファイルも送れるということで、いいことだと思うんですけど、子どもの様子とか学校のお便り的な様子がどんどん配られて、ちょっと気になるのが写真とかを撮る場合に、取手市の学校の場合は、子どもたちの姿を写真で保護者に送ることは、基本的にはオーケーですか。何か顔写真とか気にされる方がいたりするので、写真とかはどうなのかなというのと、保護者がこういうのを楽しみにして見てくださるように、内容がこれから極めて勝負になるなとか、こういうのをいろいろお待ちだと思ひるのでね。あとは重要というマークはどの程度打つとちょうどいいのかとか、しよっちゅう重要が来ると当たり前になってしまうので、ちょっと3点が気になりましたので、感想です。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

そうですね、御心配いただきました顔写真等につきましては、多分、年度始めに学校のほうでそういうものに載せていいですかどうですかという確認をとられているかと思うので、もし嫌だというお子さんに対しては撮らない配慮がされているかと思えます。

あと、重要ですよとかどういったことをお知らせしていくか、これからちょっと私どもも11月1日に運用が始まって、どんなふうになるか正直楽しみにしているところもあるんですが、徐々に各学校のレベルを合わせながら、高いほうに合わせながら、いいシステムになっていったらいいなと思っております。

○教育長（伊藤 哲）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。先ほど猪瀬委員からも出ましたが、保護者のほうは健康管理システムのほうではほぼ100%カバーできているということですが、この学校からのメールというのは、特に気象とか、学校のお休みであるとか、そういうのは地域の登下校の見守りの方も今まで学校からのメール、私もそうなんですけれど学校からのメールをいただいて、そのメールで今日は何年生がいないんだとか、そういうようなことで見守りをしてきましたが、今回、実はこれも変わりますというお知らせはいただいています、地域の見守りの方でスマホをお持ちではない、あるいはスマホを持ってはいるけれど、そこまでスマホに精通していない、新しいアプリ入れるというんだけれど、これどうしたらいいのみたいなお話も実際ありました。そういった方々、そういった形で学校に関わっている方々への周知に関しては、これは学校ごとということでしょうか。それとも、何か教育委員会のほうで御対応されているものでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

櫻井委員のおっしゃったことは、私どもの耳にも入ってきています。地域のボランティアをやっている方が、従来の携帯電話を御利用の方が多いというようなことで、こちらのシステム自体は従来の携帯電話のほうにも通知は行くようになっていきますので、そちらのほうは通知漏れ自体はないかなとは思いますが、ちょっとそちらも11月1日から使い始めて、どのような問題が出てくるか丁寧に対応してまいりたいと思っております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。では、アプリをインストールしなくても、従来メール登録していた人には、そのままメールで配信されますよという形でお答えしてよろしいでしょうか。疑問というか問合せがあった場合。

○学務課長（直井 徹）

そうですね、多分アドレス自体が登録分かっているんで、そこを登録することは可能かと思うんですが、即、何もしないで行くかどうかというのは確認がとれていませんので、うちのほうで確認させていただいて、学校のほうに連絡してまいりた

いと思います。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

あともう1点ですが、今回はPDFファイル等が送れるということで、何事にも事務的に、これ自動で送るわけじゃなくて人為的に送信ボタンを押すわけですが、間違いというものほどの状態でも考えられますので、誤って個人情報等をアップしないかという心配があります。それについてのセキュリティー、個人情報に類するものは、もうシステムの時点で排除するとか、そういうことがなされているのか、あるいは送らないように何回も見直してねというような形で各学校に周知するものか、そちらはいかがなものでしょうか。

○学務課長（直井 徹）

システムで個人情報をはじけるかという確認はとれていませんので、多分そういった機能はないかと思います。ただ、配信するに当たりまして上長、校長、教頭の承認を得るようになっていきますので、送る本人の確認と、承認者の確認、その2段階で、そういった個人情報の流出を避けていければと思っております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見を終結といたします。

これより、議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第49号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は、原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第50号、取手市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を香取子ども青少年課長お願いいたします。

○子ども青少年課長（香取美弥）

議案第50号、取手市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱について、御説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、国の令和3年度補正予算により創設されました、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に合わせまして、放課後子どもクラブに勤務する職員の処遇改善として賃金改善を行う民間事業者へ補助金を交付する、取手市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱を令和4年3月29日に制定いたしました。同事業は9月に終了いたしました。10月以降も放課後児童健全育成事業により実施されることに伴いまして、引き続き補助金を交付するため、改めて本要綱を制定するものです。

経緯について、もう少し説明をさせていただきます。放課後児童支援員等処遇改

善臨時特例事業は、放課後児童クラブで働く職員の処遇改善のため、収入を3%程度引き上げるための措置を実施することを目的として、令和4年2月から9月までの事業として創設されたものです。これに伴いまして、市が運営する放課後子どもクラブの支援員及び補助員の処遇改善、賃金アップを行いました。また、一方で、業務委託する事業者に対しましては、同等の賃金アップを行うため、今年3月定例会におきまして、取手市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱の議決をいただいたところです。

国の特例事業は、9月末で終了しました。以前の要綱は、同月をもって失効となりました。10月以降においては、国の放課後児童支援員育成事業の新メニューとして実施されることから、引き続き民間事業者以前と同等の補助金を交付するために、改めまして本要綱の制定を行うものです。簡単に申し上げますと、国の補助対象事業が、期限付の臨時特例事業から、通常の放課後児童健全育成事業に移行し、同等に実施されるということになります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。こちらの補助金の交付要綱についてではないんですが、関することではあるんですが、市以外の民間で行っているものについて、市で行っているものと同じようにするためにのことなんですが、その民間で行っているものがあるんですが、1年前ですか、たしか1年になると思うんですけど、市で行っている放課後子どもクラブと、また民間で行っている放課後子どもクラブと、何か差であるとか、あるいは利用者の声で何か変わったことがあるとか、いかなものでしょうか。ありますでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

民間委託したものと、直営のところということですかね。その違いというか、そういうことの確認ですね。

香取課長お願いします。

○子ども青少年課長（香取美弥）

はい。お答えいたします。丸一年経過はしているんですが、保護者ですとか、アンケート調査というのをまだ実施していないので、具体的には上がってきておりません。実際に変わっていないことがいいことなのかとか、実際に事業等については民間のノウハウを生かしたプログラムを実施していただいておりますが、具体的に何が変わったかというところでの苦情とかもありませんし、変わってよかったというようなお声というの聞いていないような状況ではあります。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。具体的に苦情等が出ていないということ、また変わってそういった声が出ていないことを好意的にとらえてということで、いただきました。今後ですね、市長部局のほうでは子育て支援センター等の民営化、市内の子育て支援センター何か所かあるうちの何か所かを民営化するようなお話も進んでいると聞いております。こちらの放課後子どもクラブのほうは、一部民営化ということ

ですが、今後、その民営化を広げていくようなお考え、その辺は今後の見通しはいかがでしょう。

○教育長（伊藤 哲）

田中部長。

○教育部長（田中英樹）

一部子どもクラブが民営化をして1年ちょっとが経過しました。この民間委託は3年間をまず委託期間としておりまして、まずはこの状況をしっかり検証して、どのぐらいの効果があるのかといったところをしっかりと見極めた上で、今回はモデルケース的に3校を実施したというところがございます。これについては、今後、この3クラブをさらに継続するのか、さらにはもっと拡大していくのかというところについては、2年目を迎えて、もう少しお時間をちょうだいしながら、しっかり検証した上で、今後については検討していきたいなというふうに思っております。今の時点では、まだそこまでの見通しというのが立てていない、立てられない状況にあるということです。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第50号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第51号、取手市英語指導助手業務派遣契約に係る指名型プロポーザル審査委員会設置要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いいたします。

○指導課長（大越 茂）

指導課、大越です。議案第51号、取手市英語指導助手業務派遣契約に係る指名型プロポーザル審査委員会設置要綱について、御説明をいたします。

提案理由につきましては、令和5年度・令和6年度の2か年にわたり、取手市英語指導助手業務派遣契約に係る指名型プロポーザル審査委員会を設置するため、本要綱を制定するものでございます。

要綱の案を御覧ください。要綱の第2条に、委員会の役割として4項目ほど挙げさせていただいております。プロポーザルの実施要綱及び審査要領の作成に関すること。プロポーザルに参加する指名業者の選定に関すること。最適事業者の選定に関すること。前各号に掲げるもののほかプロポーザルの実施及び実施者の選定に関し必要な事項を業務といたします。

委員につきましては10人以内をもって組織をいたします。教育部長を委員長と

し、指導課長、管財課長、そして各現場からということで校長会が推薦する学校の管理者、取手市教育研究会英語部長、そして小学校又は中学校の教員であって英語の教科を担当する者ということで委員を構成し、選定を進めてまいりたいと考えております。

この令和5年度、令和6年度のプロポーザルにつきましては、予算もあることなのですが、現在配置しているALTの人数は確保してまいりたいと考えております。予定としましては、小学校8名、そして中学校6名の14名を確保してまいりたいと思っております。なお、山王小学校につきましては、令和3年度に県からスペシャル教員ということでネイティブの教員を配置していただいております、今年度はその教員に藤代小学校の英語の授業のほうも兼務をしていただいているという状況がございます。

なお、これまでの英語教育の成果ということで、年々、中学校3年生の時点において英検3級相当以上の力を有する生徒の割合というものが増えてきております。令和元年度が49%、そして令和2年度が50%、令和3年度58%ということで、一つの成果というふうにとらえているところですので、今回も優良な業者を選定した上で子どもたちの英語力向上に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○教育長（伊藤 哲）

説明が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第51号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて報告第32号、令和4年第3回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和4年度取手市一般会計補正予算（第10号）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

よろしくお願ひいたします。それでは、報告第32号について御説明をさせていただきます。今月11日に開催をされました、令和4年第3回取手市議会臨時会に市長が上程をいたしました一般会計補正予算第10号のうち、教育費に関する項目についてでございます。当該補正予算につきましては、本年9月20日に閣議決定をされました、国の予備費の充用に係る交付金の活用事業でございます。

御手元の資料ですが、恐れ入りますが、送っていただきまして報告第32号資料の

20 ページ目、色で染め分けをされました一覧表がございます。こちらを御覧いただければと思います。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました事業の一覧表でございます。上段、緑色の項目、市民生活支援の2、給食費等の負担軽減事業 568 万 5,000 円です。このうち、市立小中学校分としまして、給食に使用する食材の価格が高騰する中、給食費への価格転嫁による保護者の負担の増大を防ぐために、食材費高騰額の相当分を賄い材料費として 350 万 2,000 円を増額補正しております。本市議会臨時会に上程をしました教育に関する補正予算は、この1項目でございます。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。以上で質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第 32 号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第 32 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第 32 号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告 21、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件につきましての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

教育総合支援センター、松戸です。よろしくお願いたします。

報告 21、いじめ防止策の取組状況に関する報告について、御説明いたします。

御手元の資料 1 ページを御覧ください。夏休み明け生活アンケートの結果について御報告を申し上げます。昨年度は 9 月 27 日から分散登校ということで、この同じアンケートを行いました。今年度については、9 月 1 日から通常の登校ができたということで、環境としては、ここはまず大きく違っているのかなというふうに御報告申し上げます。

いくつかある調査結果のうち、1 から 6 の項目について取り出して、数字のほうを御報告させていただきます。やはり、令和 3 年度と令和 4 年度につきましては、子どもたちを取り巻く環境、特にコロナ禍における状況が大分前進してきたのかなというところから、この数値にもあらわれますように、全ての項目において子どもたちにとってはいい方向に数字が出ているのかと考えております。しかしながら、6 の「学校が再開するのは嫌だな、不安だなと思ったことがある」については、引き続き休み明けということも重なって、子どもたちの不安な気持ちが強く残っているのかなといったところが、こういったところでも読み取れます。この数値は、決して少ないということではなく、しっかりとこの数値の実態をつかんでいきたいと考えております。

なお、このアンケートの中から得た情報についてですが、学校では個別面談を行って、子どもたち一人一人の聞き取りの中で個別の対応をしております。特に、身体異状等が確認された場合には、学校の中で協議をし、保護者の方と情報を共有して、子どもにとってどのように対応していったらいいかといったところについては、引き続き支援をしております。

また、児童生徒への対応といたしましては、特に教育相談部会等で具体的な対応を協議しているところですが、必要に応じて教育総合支援センターの面談に結びつける等、継続的な支援を現在も行っているところです。また、学校や教育センターにとどまらず、関係機関との個別の会議のほうも実施して、課をまたいだ連携を深めているところです。以上、報告を終わります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。3点ありまして、1点目は児童生徒への対応の際、2つ目の「誰になら相談できそうですか」という項目、とてもいいと思いますので、その結果についても教えていただければありがたいと思います。

2点目は、この項目である心配なことの数値が下がったことはいいことだと思うんですけど、ここにも対応で書いてあるように、それでもこういうことがある、とてもあるという子どもへの対応、個人面談ということですけど、さらにどんなふうに工夫されているのかなということが、2点目です。

3点目は項目で、5番は嫌なこと・心配なこと、6番は嫌なこと・不安なことで、4番は「家族のことで心配なことや相談したいことがある」と、ちょっと御家族に気を使って嫌なことという言葉は避けられたのかなと思うんですけど、相談したいことがあるのは悪いことではないので、嫌なことがある、不安なことというのと、相談したいことがあるというのはちょっと分けて、相談したいことがあって相談できるのはいいことですよというメッセージを取手市では送っていますので、次にやるときには、4番は、家族のことで心配なことがあるとか——嫌なことがあるという御家族が嫌ですかね。そこは相談というのと心配なことはセットにしないほうがいいかなと私は思いますので、御検討ください。以上の3点です。

○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。まず1つ目の御質問で、誰に相談したいかといったところは、昨年度、子どもたちを取り巻く環境が急変したというところもある。また、取手市では全員担任制・チーム指導を行っているといったところから、その子どもにとって、担任の先生に限らず誰か、相談、話しやすい人はいないのかなと、そこに相談してもいいんだよというメッセージも兼ねて、アンケート項目に入れたところ。具体的には、担任の先生のほかに保健の先生、養護教諭に相談を求めるケースが複数件ございました。昨年度も、養護教諭にお話ししたいというのはあったところなので、同じ傾向であるかなと考えております。

2つ目の個別の対応についてですが、これについては学校だけではなくて、教育

総合支援センターのカウンセラーやスーパーバイザー、また課をまたいでということと福祉部との連携をしているところです。必要に応じて学校を会場にケース会議を行って、誰がいつまでにどんなことをするのか、できるのかといったところを具体的に挙げることによって、ケース会議を複数回行って経過観察をしているところです。当然のことながら、学校やセンター、市教委だけが抱え込むような事案ではないことがありますので、他課を超えた連携を深めているところです。アンケートの項目、文言については参考にさせていただきたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございました。今出ましたケース会議のことで、ちょっとお願いがあります。というのは、自分もそのケース会議の経験があるものですから、その中で毎月ケース会議が終わっていくと、うまいぐあいに進行できる子と、進行できない子があるんですね。進行できない子に関する報告って、結構、報告するのが厳しくて、次に何かこう言われんじゃないかとか、いろいろこう悪い方向へ行っちゃうんですね。ですから、ぜひその辺のところを理解していただいて、やはり長くかかる子もいることで成功していく例もあるので、そういう意味で励ましていただけるような方向でケース会議を進めていただけたらなという、そのお願いです。よろしくをお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

貴重な御意見ありがとうございます。実際に現場の担当、また担任の先生から、学校連携支援員や市のスクールカウンセラーに、今お話のあった悩みというか複数件、実は受け止めているところです。今お話にあったように、解決を急ぐのではなく、また長期的な対応が必要になってくるケースも増えてきていますので、結果ばかりを余り求め過ぎずとというか丁寧な対応をしていくこと、そしてその先生1人が学校の中で抱え込まないような体制というものは、少しずつ定着はしてきているんですが、引き続き定着に向けて、教育委員会としても学校長等に働きかけていきたいと考えています。以上です。

○教育委員（小谷野守男）

よろしくをお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。こちらのアンケート項目の6番のほうにも「学校が再開するのは嫌だな、不安だなと思ったことがある」というようなことで、12%、17%の子どもたちがそう思っているということ。また、文科省のほうから先日、全国の不登校及びいじめの認知件数が過去最多になったというような報告があり、また県の数字のほうもそれを追って報告されていると思います。取手市のほうの、そのような不登校数、あるいは認知されたいじめの件数、こちらのほうの数字の報告というのはどのようにお考えで、されるものか、あるいはまとめているもの

か。今それをお聞きしたいという形ではなく、それについてどのように対応していらっしゃるかという御質問です。

○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。やはり新聞報道でも、不登校の児童生徒数が非常に急激に増えたということ、特に茨城県においては前年度と比較して4割増といったところ、非常に衝撃的な数字だというふうに捉えております。取手市においては、一つ一つの数字について公表している数字というのは実はございません。ただ、傾向としてなんですが、国や県と同じように、令和3年度については不登校児童生徒数はやはり増加傾向にございました。いじめの認知件数も増加しております。ただし、令和3年度については、令和2年度と比較すると、分散登校や学級・学校閉鎖等がありましたので、数字としては増えていくのかなというふうに考えていたんですが、不登校については具体的に対応していかなくてはならないのかなというふうに考えております。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

櫻井委員から貴重な御質問ありましたが、多分、令和2年と令和3年、だからコロナが始まった年と次の年とを比べるのはなかなか難しいので、むしろその令和元年と比べたりとか、もっとそれは、今、所長おっしゃるように冷静に見ていいのかなと思います。大事なのは、それぞれの子どもの不登校の要因というか状態で、どう支援できているかということで、引き続き取手市の支援を続けられたらいいと思います。増えているのがなぜかと、コロナの要因とかいろいろ議論は出ていますけど、一人一人違うのと、コロナだけでこんなに増えるわけではないので、いろいろな学校と子どもさんの対応等との要因もあると思いますので、しっかりとチーム支援を続けられたらいいなと思います。

一つコメントとしては、なかなか不登校の要因というのは調査項目としては難しく、子どもの無気力というのがあるんですけど、御存じのように無気力は要因にもなるけども結果でもあるし、無気力だから行かないのか、行かなかったから無気力になるのか、たまたま無気力のように見えるのかというので、無気力だけの数値を余り過大評価しないほうがいいかなというのが私の感想です。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告21の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告21の議事を終わります。

次にその他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

11月の行事予定及び教育委員会定例会日程についてお知らせいたします。

委員さんの御手元のほうに、令和4年11月予定行事報告表ということで、本日現在のものがお配りされているかと思えます。教育委員会定例会のほう、11月21日午前中を予定させていただきます。

また皆様、12月、年末に向けまして様々な予定などが入ってくるかと思えますので、12月の定例会についても今の段階で分かっていることをお伝えしたいと思えます。先ほど教育委員さんのほうに予定のほうを確認させていただきましたら、12月20日が皆さん御都合よろしいということですので、この日を第1候補として調整のほうを進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。また正式に決まりましたら、文書で御通知差し上げますので、御確認をお願ひいたします。事務局からの報告は以上です。

○教育長（伊藤 哲）

それでは、教育委員のほうから御意見等ございましたらお願ひいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

申し訳ございません。個人的な付き合いの中にも入っているのですが、ちょっとお伺ひしたいんですけど、取手東小学校、一中学区のところでは蜂が出たという話で、今、通行の場所をある程度表示をして、蜂がここ出ますよと、竹やぶの中らしいんですけどね。知り合いから連絡が入って、先生、ここに蜂が今ブンブン飛んできていますんだけど、先々週の日曜日だったんですが、連絡があったんですね。それで、どんな様子なのか目で見ないと分からないので行ってみたんですけど、最初通ったときは蜂が飛んでこなかったんですが、その家は道路を挟んで20メートルぐらい近くで、その家のほうにも蜂が飛んでくるような状況だといって話し込んでいたら飛んできたんですよ。3匹ぐらい飛んできたんですけど、大きな蜂、種類は俺もよく分かってないんですけど、刺されるとちょっと痛いなという状況よりもっとひどいんですけど、その状況で、どうもそのやぶの下から出てきているような雰囲気なんですよ。俺も見に行っただけですけど、自分でも結構刺されているほうなんですけどね。

そんな中で、学校のほうとなかなか連絡がつかないというのは、学校の先生とPTAの役員さんも電話番号交換してないという話があって、それで私のところに電話があって、先生、教頭先生のところ知らないかと言うから、知っているよと言って連絡をとって見たら、教頭先生は学校にいて、学校で話を聞いたら、もうそれは連絡を委員会のほうに進めていて、委員会のほうでその区間は危ないよと貼ってくれたと。あと、その持ち主のところには連絡をしてくれて、何とかしてほしいという話だったんですけど、多分やらないなと思ったんです。蜂は冬場になってくると、活動が鈍くなってくるんですよ。停滞していくんですけど、ただ、その間に何かあったらなんて思いがすごくあって。実は、その話し込んでいる間に、高校生3人が自転車でその脇をすーっと行くんですよ。標識も全然気にしないわけですよ。蜂の絵がペタッと貼ってあって、蜂危ないよと書いてあるんですけど。このままでいいのかなと思ひながら、ただ家の土地の関係なので、なかなか入り込めないことも分かっている、さあどうするかとすごく悩みながら今いるんですよ。

でも、改善できていないところがあってね。これどうしたらいいんだろうと、そ

んな形で話を持ち出しましたけど、どうこうというよりも、何とか改善できるなら改善してもらえるといいななんていうところはあるんですけど、今の子どもらはそこを通らないで、違う場所を通って行っているという話は聞きました。そういう対応でしばらくやっているんだけど、でも、多分該当する家では、いつまでそうやっているんだという話になっちゃうのかなという気がしていて、しまいには委員会何やっているんだってという話までいくのかななんて、ちょっとそういう心配もしちゃったものですから。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

すみません、いいですか。同じようなことが先日ありまして、私、毎週、子どもたちを学校まで送っていってるんですけど、地域の学校の校外委員さんから、あそこの家に蜂がいるから、子どもたちをこういうふうに迂回させてくださいみたいな連絡があったんですけど、たまたまその家を知ってしまっていて、すぐにその家に電話して、お宅に蜂がいるから子どもらが通れないから何とかしてということで、そうしたら、その家の人が分かったということで、すぐとって来てというのがあるので、そういうときこそ地域のつながりで、例えばその家が昔からの家だったら、自治会さんであるとか民生委員さんであるとか、あるいはその地域を知っている人の話を通して、おたくのここに蜂がいて子どもら困っているんだから、何とかしてやってというような、それを言える人が必ずいるはずですので、そちらを通していただくのも一つの手かなと思います。

そういうところで、コミュニティ・スクールじゃないですけど、地域と学校で、学校でこれ困っているんだから、地域のほうで何とかしようよというような流れに持って行って、学校と地域のつながりをつくっていくというのが大事だと思うので、もしあれでしたらその地区の——その蜂をとったときに、市のほうに聞きました。ここ蜂が困っているというので、蜂の駆除に市で来てくれるのと言ったら、市のほうでは蜂の駆除業者を紹介するのみですということで、その駆除業者を紹介するのみで、その駆除にかかったお金は実費になりますというので、なかなかそれは頼みづらい。私が関わったケースでは、すぐにその家の人が撤去してくれたので、お金とかかからずに、かえって早く見つけてもらって助かったよという御礼を言われたぐらいなんですけれど、なかなか蜂の巣1つとるにしても、前は消防であったり、市役所であったり来てくれたんですけど、今それはしませんというお話でしたので、難しいとは思いますが、地域の力とかそういうのを借りてみてはどうかと思います。

○学務課長（直井 徹）

小谷野先生から御説明いただいたところ、青柳から入っていったところかと思うんですが、私どものほうにも学校から連絡来まして、市の道路全体に関するということで管理課のほうにお話をし、とりあえずポスト、蜂がいますという注意を行って、竹やぶの持ち主のほうにお話ししたところ、撤去していただけなかったということで、しばらく飛んでいた形です。先週ですかね、管理課のほうで現地再度確認したところ、もう飛行がないということで、今現在は通って大丈夫というような形にはなっているんですが、巣自体がなくなったわけではないので、また来年の蜂の季節になると、飛んでくるのかなとは正直なところ思っているところです。

櫻井委員のおっしゃるように、本当に地域で解決していただければ助かるんですが、例えば持ち主が少し離れた、そのコミュニティーの中に入らない、自分の庭とか

であればまた違うんでしょうけれども、持ち主がそのコミュニティーの中にいないとか、なかなか管理課のほうでもその対応には苦慮している状況です。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

先日、六郷小学校のホームページを拝見していたら、そのホームページの更新されて一番最初のところが、お天気がよくなったんだけど、小学校のグラウンドは水はけが悪くてこんな状態ですので、子どもたちが外で遊ばせんというような写真がバンと載っていて、これは困ったもんだなと思ひまして。砂入れるなり何なりして、子どもたちが遊ばせんということがホームページで載ってしまったので、それは砂入れるなり何なりしたほうがいいのかと思ひまして。その後、たまたま六郷小の教務の先生にお会いする機会があったので、グラウンドどうですかということで、あれは委員会のほうにお話ししているんですかということで、お話ししたところ、今に始まったことじゃないので委員会のほうには何回かお話ししているんですけれどもというようなお話でした。ただ、そういった形で、学校のホームページ載っていますので、委員会のほうでもお天気がいいときは子どもたち外で遊べるようにしていただきたいと思ひます。

○教育長（伊藤 哲）

森川次長。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

教育総務課の森川でございます。貴重な御意見ありがとうございます。各学校さん、六郷小学校さんに限らず、いろいろなグラウンド周りであったりとか、そういったところで危険な部分があるですとか、そういったグラウンド使いづらい部分があるということで御指摘や御意見ちょうだいしますので、可能な限り私どものほうでも御対応はしてまいりたいということで、実際に砂入れですとか増やしていただいたところもあります。ただ、恐らく、もう一度確認はさせていただくんですが、なかなか砂を入れてもすぐに引かないですとか、常に慢性的に水がたまってしまうところというのは、改善というのは決定的なものがなかなか難しいものですから、そういったところも踏まえて、また先生方とちょっと御相談をさせていただきながら対応してまいりたいと思ひます。

○教育委員（櫻井由子）

お願いします。同じようにグラウンドがジトジトしているのは藤代中学校も、藤代中学校のほうに問い合わせたわけじゃないんですけど、どんな感じと言ったら、子どもたちのグラウンドのエリアによって状態が違うけれど、砂入れてもらっているんで、それで子どもたちの活動部活動とか妨げられるような状態ではないというような、藤代中学校はそんなあれでしたけど、やはりどうしてもそういう低いところにある学校は大変だなと思ひましたので、よろしくをお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

藤代中学校、この間、砂を入れていただきましてありがとうございます。ちょっと同じような話になっちゃっているんで、私はほかの、放課後子どもクラブのことなんですけれど、よろしいですか。この間、利用している方とお話があって、高井

小が民間になって、そこに子どもを迎えに行ったら、低学年の子ですかね、2人ぐらい外に出ていてウロチョロしていたので、その方がちょっとお話を聞いたら、いやこれから脱走するんだという話で、いやいやどうしたの、先生たちはいるのと言ったら、脱走するんだなんて話で、ちょっと待っててねと言って、中からクラブの方を呼んでどうにか対処していただいたというんですけど、子どもがそうやって利用しているときに連れられちゃう状況だったのかなと思ひまして、なかなか人手が足りなかったり、実際にそういうことがあったので、何て言うんでしょう、そういう報告であったり、その利用した方はその先生によって、こんなことがあったんですというので話は伝えたそうなので、これからそうしないような対策を——民間業者さんに任せるので、その業者さんは行っているかとか、そういう報告があったのかなと思ひまして、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○教育長（伊藤 哲）

香取課長。

○子ども青少年課長（香取美弥）

外遊びのときと中遊びのときは鍵をかけて、保護者の方が迎えのときにはインターホンでというところなので、実際には出入りというのを勝手にできるようにはなってはいない状況ではあるんですが、その脱走というのが実際にどこか行ってしまったのか、外に出たがる子がいるというのは聞いております。高井小はかなり人数も多いので、先生方も大変苦勞しているというのは聞いております。ただ、出ていってしまっ行って行方不明になったとかというところの報告は受けていませんので、鍵を開けてしまっ行って外に出たがるお子さんというのはいるかもしれないんですが、ちょっとその状況が分からないんですが、確認をとりたいたと思ひます。

○教育委員（猪瀬哲哉）

すみません、私も聞いたもので、どの場所かというのもちょっと分からなかったもので、そんな話をその保護者の方が聞いたんだという話だったので御報告までにしておきます。

○子ども青少年課長（香取美弥）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、以上で本定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

令和4年第10回教育委員会定例会を閉会といたします。

午前11時06分閉会